

平成 26 年 3 月 14 日

水道記念館と生物飼育の存続を考えるネットワーク

代表 綾 史郎 様

大 阪 市 水 道 局 長

担当：総務課

電話：06-6616-5404

「水道記念館の飼育生物と水道記念館の今後についての質問状」

回答への再質問について（回答）

記

平素は本市水道事業の運営に御協力を賜り誠にありがとうございます。

さて、平成 26 年 2 月 20 日付けでいただきました「水道記念館の飼育生物と水道記念館の今後についての質問状」回答への再質問につきまして、以下に記載する観点から別紙のとおり回答いたします。

水道記念館で飼育中の魚類は、専門施設等への譲渡を基本方針としていることから、暫定的な飼育をしており、採集や購入による魚類の補充や、人工繁殖（イタセンパラ等は除く）を行っていません。

また、当局では魚類を専門施設等へ譲渡し、展示が可能となるよう、これらの施設等を調査し、いくつもの施設から魚類の受け入れに前向きな回答や、受け入れ数の提示もいただきました。しかしその後、これらの施設は、貴団体から「当局の譲渡要請に応じないよう」との要請があった、またそうした恐れがあるとの理由により、受け入れは困難であると突然の方針転換がなされ、譲渡行為は進まなくなりました。

当局としては、そうした状況の打開を図るべく、公益社団法人日本動物園水族館協会と話し合いをした上、平成 25 年 8 月 8 日付けで「水道記念館で飼育する水生生物の受け入れ」について文書で依頼しました。

その後、平成 25 年 12 月 10 日付けで、同協会から回答を受領し、同回答では、

- (1)天然記念物のイタセンパラについては、飼育累代繁殖できる園館は限られており、それらの園館は環境省の委託事業として別系統のイタセンパラを系統保存していることから、今回、受け入れすることはできない。
- (2)アユモドキ、カワバタモロコ、イチモンジタナゴ、ニッポンバラタナゴについては、協会

の種保存事業対象種であることから、種別計画管理者が受け入れ先を検討・調整することになり、少なくとも一括での受け入れは難しいと考えている。

(3)その他の種は、個体数や個体サイズを考慮すると、一括ではなく、可能な園館に分割で受け入れる。

とされ、これらの事項は、当局と貴団体との円満な合意が前提であるとされています。

しかしながら、貴団体からは譲渡についての合意がいただけない状態が続いており、上記協会の前提条件が果たし得ず、上記(2)及び(3)の譲渡も進めることができない凍結状況が続いております。

このような状況から当局では、区役所や小学校などに上記(3)の種類の子類をその要請に応じて順次譲渡し、市民の皆さまや子どもたちにご覧いただくようにしています。

ところで、先般、既存の飼育環境を踏まえて、生物の受け入れについて前向きに検討されている日本動物園水族館協会に加盟していないある施設と当局が譲渡の進め方の協議を行っていたところ、貴団体を構成されている団体の方から、当該施設に対して、水道記念館から譲り受けて魚を死なせてしまうようなことがあれば非難される趣旨の連絡があり、さらにその施設の上層部の方にもある関係者から魚の譲り受けをやめるようにとの話があったと聞きました。対象子類の多くは上記(1)及び(2)に該当しないものでしたが、結果として子類は譲渡できなくなっております。当該施設は、生物の種が継承され、貴重な生物を皆さまにご覧いただける環境になることが、生物にとっても、子どもや市民の皆さまにとっても幸せなこととお考えから、水道記念館の子類を譲り受ける判断をされていたので極めて残念です。

当局としては、天然記念物は環境省と相談をしながらその検討をしています、それ以外の子類は適切な専門施設に譲渡する方針に変更はありません。貴団体は子類を貴重な市民の財産であるとされていますが、それであれば、法令上問題のない譲渡行為が円滑に進むよう協力していただけないでしょうか。今回のご質問でも、貴団体が求められておられるのは子類の維持が基本であるとされています。それであれば、水道記念館と同等以上の飼育環境を有する園館には、貴団体構成員の方と協力しながら生物の保全に取り組まれる方が多数おられ、貴団体には著名な学識経験者もおられることから、当局としては、貴団体の仲介で先述のように既に譲り受け意思を表示されている日本動物園水族館協会構成園館、又はそれ以外でも適切な飼育環境を持った施設への譲渡を積極的に進めていただければ、本件問題は解決するものと考えております。

なお、当局は法令上問題なく学校園等に子類の受け入れ先を公募することも実施し、各種の子類が多く施設で多くの皆さまにご覧いただけるように進めてまいります。

このような観点から、今回いただいた個々の質問に対するご回答は次のとおりです。

番号	1 - 1 ~ 1 - 3
項目	減少した種類の中にはオヤニラミ、カジカ、シマヨシノボリ、ゼゼラのように貴重種等に指定されているものもあり、前々から私たちが憂慮していた通りになりつつあります。このままでは貴重な市民の財産が無駄になります。各種類の死亡原因と今後の防止対策を回答してください。 職員の方の専門性のレベルが判りません。広報業務と併せて行っていることと死亡状況と合わせると、専門知識の無い職員が主に飼育を行っていると考えざるを得ませんが、その通りですか。また、そのような状況であるならば即刻改善をしていただきたく、強く要望します。 私たちが求めているのは種類の維持が基本です。このように死亡で種類が減少しているのではその暫定的な飼育すらきちんと行われておらず、種・個体数を維持した状態で専門施設に引き渡すことすらできない、つまり言行不一致であることになります。これについても、強く改善を求めます。
	(回答) 専門施設への譲渡について、貴団体の御理解、御協力がいただければ上記諸点は直ちに解決する問題であると考えております。
担当	水道局 総務部 総務課 電話：06-6616-5404

番号	2-1 (2-2)
項目	専門家が世話をする状態は、貴局が当初から希望し私たちも願っていることですが、小学校や区役所に魚の専門家が居るとは思えません。ここにも貴局の言行不一致が見られます。少しでも安心できるように小学校などに引き渡した魚等について、譲渡した個体がどれくらい今も維持されているのかの追跡調査をし、その結果を教えてください。 万が一譲渡した魚が維持されていないようであれば、今後こうした施設・機関への譲渡をしないようにしてください。仮に維持されている場合でも、絶滅危惧種や注目種など、貴重種の指定がなされている種類については決して譲渡しないようにくれぐれもお願いします。
(回答) 学校園等への譲渡は法令上問題のない種類について行っております。	
担当	水道局 総務部 総務課 電話：06-6616-5404

番号	3-1~3-2
項目	水生生物飼育展示廃止の根拠である「現在の厳しい経営環境の中、当館の維持管理には年間約 8,000 万円の経費を必要とし、そのうち水生生物の飼育・展示にかかる経費には年間約 3,000 万円を要している現状」の金額と、前回の回答とは相当開きがあります。 過去の経費算定が正しかったのか無駄が無かったかどうかを検証するとともに、今後の経費圧縮の可能性について前向きに検討し説明してください。頭から水族飼育展示廃止と決めつけるのではなく、収入の確保を図り、かつ経費を上手にやりくりすれば、水生生物の飼育と展示を継続可能なものではありませんか。継続を前提に再検討して可能性を提示してください。
	(回答) 当局の方針決定の理由、検討の経過等はこれまでも回答してまいりましたとおりです。その方針に変更はありません。
担当	水道局 総務部 総務課 電話：06-6616-5404

番号	3-4~3-5~3-6
項目	私たちがこれまで何度も指摘しているとおり、人員・技術・施設は水道記念館でこれまで培ってきた優れたものがセットとして保有されています。 これを活用するならば、他部局において引き受けできる可能性があると思います。ただ水族だけを引き取れと言う要求をしても断られるのがいわば当たり前です。こうした意味でも既存設備は無駄にせず、市全体の視点から有効に活用すべきであると考えます。こうした点を含めて、他部局を含めた協議の場を立ち上げるための継続的な努力をお願いします。
(回答) 前回の回答（番号6）で回答させていただいたとおりです。	
担当	水道局 総務部 総務課 電話：06-6616-5404

番号	3 - 7
項目	プロポーザル事業への応募が無かったのは、この施設が一般民間事業には使いにくく“費用対効果”の計算上、採算が取れないと判断されたものと推察します。こうしたことや施設の現況などを考えると、水道局において水槽や図書などの設備を全面廃棄して、水道記念館を全く異なる用途に変更することは無駄そのものであると考えます。 過去 2 年間の反省を踏まえて、水族飼育・展示を廃止して後は民間に下駄を預けるといった実現性の薄い夢の少ないリニューアル案はいったん撤回し、むしろこれらを有効に用いたリニューアル案に作りなおしてください。
(回答) 水道記念館のリニューアルにあたりましては、引き続き建物を市民の貴重な文化財として適切に保存するとともに、民間事業者の優れた企画力や経営能力等を活かした活用により収益を確保しながら、水道記念館の利用促進と周辺の賑わいに貢献できるような有効活用を図ることが最良であると考えています。	
担当	水道局 総務部 総務課 電話：06-6616-5404

番 号	4
項 目	魚類は、種の保存とともに市民への水質環境保全の啓発・魚を通しての環境教育・学習の意味をかねて飼育されてきたものです。過去 2 年間、ただ飼育をしているだけでしたから、この啓発・教育・学習という意味では全く無駄になっています。そして、学年によって魚等を見ることができた子どもたちと見られなかった子供たちがでています。 新学年度の児童・生徒が浄水場に見学来訪する時期になるのを機会に、ぜひ飼育棟を展示・飼育棟として一般に公開し、少しでも多くの人々に見せてあげてください。 開館はできれば恒久的であることを望みますが、当面無理であれば一時開館だけでもしていただきたいと願います。
(回答) 多くの子どもたちや市民の皆さまにご覧いただけるよう、多くの専門施設や学校園などの公共施設を中心に譲渡を進めたいので是非とも御協力をお願いいたします。	
担当	水道局 総務部 総務課 電話：06-6616-5404